

元水管第 1205 号  
令和元年 10 月 3 日

水産政策審議会  
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 江藤 拓

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の一部改正について（諮問第 319 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 6 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

(いとまきえい科の販売の禁止)  
 第三十三条の三 大中型まきえい網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該いとまきえい科を販売してはならない。

(罰則)  
 第六六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 一 第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十三條の三、第三十四條第三項、第三十五條、第三十七條第二項、第四十二條第三項、第四十三條、第四十四條第二項、第四十六條第三項、第四十七條、第五十七條第五項、第五十九條、第六十條、第六十五條、第七十條、第七十一條第三項、第七十二條、第七十五條、第七十九條、第八十條、第八十一條第一項、第八十三條第一項、第九十一條、第九十一條の二から第九十一條の四まで、第九十二條、第九十七條、第九十九條又は第百三條の規定に違反した者  
 二 (略)

別表第二(第十七條關係)

指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)
遠洋かつお・まぐろ漁業	一、十四 (略) 十四の二 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。

改正前

(新設)

(罰則)  
 第六六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 一 第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十四條第三項、第三十五條、第三十七條第二項、第四十二條第三項、第四十三條、第四十四條第二項、第四十六條第三項、第四十七條、第五十七條第五項、第五十九條、第六十條、第六十五條、第七十條、第七十一條第三項、第七十二條、第七十五條、第七十九條、第八十條、第八十一條第一項、第八十三條第一項、第九十一條、第九十一條の二から第九十一條の四まで、第九十二條、第九十七條、第九十九條又は第百三條の規定に違反した者  
 二 (略)

別表第二(第十七條關係)

指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)
遠洋かつお・まぐろ漁業	一、十四 (略)

(略)	
(略)	十五～三十四
	(略)

(略)	
(略)	十五～三十四
	(略)

附 則

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。

# 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正案について

令和元年10月  
水産庁国際課

## 1 省令の概要

本省令は、令和元年6月に開催されたインド洋まぐろ類委員会「年次総会」においてイトマキエイ科のエイに関する資源管理措置が採択されたことを踏まえ、国内法令に基づき漁業者にこれを遵守することを義務付けるため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）を改正するものである。

## 2 背景・経緯

- (1) 我が国は、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成8年条約第3号）に基づき設立されたインド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）に加盟しており、同協定第9条1に基づき採択された資源管理措置の遵守が義務付けられている。
- (2) 令和元年7月に開催されたIOTC「年次総会」において「IOTC管轄水域における漁業に付随して漁獲されるイトマキエイ類の保存に関する決議19/03」（以下「本件決議」という。）が採択され、加盟国を旗国とする漁船で、IOTCの漁船リストに掲載されているものについて、
  - ① 漁船によるイトマキエイ科のエイの意図的な船上保持、転載、陸揚げ、貯蔵の禁止
  - ② まき網漁船がイトマキエイ科のエイを混獲した場合における当該エイの監督当局への引渡し又は廃棄の義務付け（監督当局へ引き渡した場合、当該エイの取引は認められないが、自国における自家消費は認められる。）の遵守がIOTC加盟国に対し義務付けられた。

## 3 改正内容

- (1) 我が国漁船のうち、IOTC漁船リストに掲載されているものは、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条及び漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）に基づく大中型まき網漁業の許可又は遠洋かつお・まぐろ漁業の許可のいずれかを受けていることを踏まえ、本件決議を遵守するため、指定省令を改正し、必要な措置を行う。
- (2) 具体的には、
  - ① 2（2）①の資源管理措置の遵守を国内法令上担保するため、遠洋かつお・まぐろ漁業者について、イトマキエイ科のエイの採捕禁止を規定する
  - ② 2（2）②の資源管理措置の遵守を国内法令上担保するため、大中型まき網漁業者について、陸揚げしたイトマキエイ科のエイの販売禁止を規定するの措置のほか、これに付随して必要となる措置を行う。

#### 4 スケジュール

令和元年8月21日～9月19日	パブリックコメント
令和元年10月3日	水産政策審議会諮問
令和元年10月上旬	公布
令和元年10月29日	施行